

印西市行政不服審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行政不服審査法施行条例（平成28年条例第1号）第17条の規定に基づき、印西市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の特例)

第2条 会長が必要と認めるときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により出席者の状態を認識しながら通話することができる方法をいう。）によって会議を行うことができる。

2 前項の場合において、委員及び臨時委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(会議録の作成方法等)

第3条 会議録は、会議の概要を記した要点筆記により作成するものとする。

2 会議録には、会長が署名するものとする。

(諮問説明書の提出)

第4条 審査会は、審査庁から諮問されたときは、当該審査庁に対し、諮問説明書の提出を求めるものとする。

(答申の方法)

第5条 答申は、会長が記名押印した答申書によりしなければならない。

(公印)

第6条 会長の公印は、別表のとおりとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

別表（第5条）

公印の 名称	ひな形	書体	寸法 (ミリ メート ル)	用途	保管者	個数
印西市 行政不 服審査 会会長 之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 印西市行政 不服審査会 会長之印 </div>	古印体	方21	会長名 をもつ て処理 する文 書	総務課長	1

